# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第197号)

平成14年2月22日

横情審答申第197号平成14年2月22日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成13年2月15日教施第887号による次の諮問について,別紙のとおり答申します。

「平成 10 年度・平成 11 年度・平成 12 年度神奈川県体育・スポーツ振興期成会への分担金について」及び「平成 10 年度・平成 11 年度・平成 12 年度神奈川県体育・スポーツ振興期成会分担金に関する支出命令書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

#### 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が,「平成10年度・平成11年度・平成12年度神奈川県体育・スポーツ振興期成会への分担金について」及び「平成10年度・平成11年度・平成12年度神奈川県体育・スポーツ振興期成会分担金に関する支出命令書」を一部開示とした決定は,妥当である。

#### 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成10年度・平成11年度・平成12年度神奈川県体育・スポーツ振興期成会への分担金について」(以下「本件申立文書1」という。)及び「平成10年度・平成11年度・平成12年度神奈川県体育・スポーツ振興期成会分担金に関する支出命令書」(以下「本件申立文書2」という。)の開示請求に対し、横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成13年1月19日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

# 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書1及び本件申立文書2(以下併せて「本件申立文書」という。)については,横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第4号に該当するため一部を非開示としたものであって,その理由は,次のように要約される。

#### (1) 本件申立文書について

神奈川県体育・スポーツ振興期成会(以下「県期成会」という。)は,神奈川県における体育・スポーツの振興に関する施策の進展を期することを目的とした団体であり,県下の各市町村は,前年度に交付された文部省(平成13年1月6日以後は,文部科学省。以下同じ。)の体育施設整備費補助金に応じて県期成会に分担金を納入している。

本件申立文書 1 は,平成10年度,平成11年度及び平成12年度に上記分担金を支出することを決定した起案文書であり,本件申立文書 2 は,平成10年度,平成11年度及び平成12年度に上記分担金の支出手続に際して作成した支出命令書である。

#### (2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件申立文書に押印された団体の代表者の印影は、公にすると、当該団体の財産

権が侵害されるおそれがある情報のため、本号に該当し、非開示とした。

本件申立文書 2 に記録された振込先金融機関の名称,本支店名,口座種別及び口座番号(以下「口座情報」という。)は,公にすると,当該団体の財産権が侵害されるおそれがある情報のため,本号に該当し,非開示とした。

## 4 異議申立人の意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が,本件申立文書の一部開示決定に対して, 異議申立書,意見書及び意見陳述において主張している意見は,次のように要約される。

- (1) 本件処分は条例に違反しており、申立人の権利及び利益を侵害した。
- (2) 県期成会の事務局は神奈川県教育庁スポ・ツ課にあり、事務は同課が行っており、電話及びファクシミリは同課のものを使用しており、県内市町村が対象の団体である。

同課は市町村スポーツ主管課長会議を開催し、当該会議資料には県期成会の事業を掲げており、また、分担金は県内全市町村から集めている事実はなく、平成11年度は7市町、平成12年度は6市町で、両年度とも横浜市は1桁多い金額を振り込んでおり、分担金は国や議員あて陳情経費や市町村あて書籍購入に使われており、平成12年度の会合では書籍購入をやめるべきとの意見や分担金予算確保が困難との自治体の申し出がある状況にある。

実施機関は県期成会から領収書を受け取っている事実がなく、分担金は公金であることから、非開示にした情報を開示して行政の透明性及び説明責任を市民に対して示す義務がある。

- (3) 公金の適正な執行を確認するため、行政文書の開示請求をしたもので、不必要な非開示処分は市民による実施機関の違法・不当な行政執行の確認を締め出すものである。
- (4) 財産権が侵害されるおそれは全くない。
- (5) 条例第4条は「これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」と 規定しており、情報を受けた者はその旨義務があり、実施機関の主張は市民を不 当に疑うものである。
- (6) 横浜市は、この団体の解体及び分担金支払拒否を進言すべきである。
- (7) 実施機関は,本件請求に対して,市町村スポーツ主管課長会議に係る部分を非開示とした。
- (8) 申立人は神奈川県教育委員会を被告とする訴訟を横浜地方裁判所に対して提起して

- おり,県期成会に関する文書が必要であったため,実施機関に請求したものである。 つまり,申立人は期成会に関する文書,期成会会長の印影,期成会の金融口座に関する各資料を照合の為に必要としている。
- (9) 申立人は,県期成会に係る「団体の代表者の印影」及び「金融機関の情報」を既に 入手している。

#### 5 審査会の判断

# (1) 本件申立文書について

本件申立文書 1 は,平成10年度,平成11年度及び平成12年度に,横浜市が県期成会に対して,県期成会規約及び分担金規程に基づき,前年度に交付された文部省の体育施設整備費補助金に応じて納入している分担金を支出することを決定した起案文書であって,起案用紙,起案本文,照査票及び県期成会からの分担金納入依頼文(以下「納入依頼文」という。)等で構成されており,納入依頼文には,県期成会の代表者の印影が記録されている。

本件申立文書 2 は,平成10年度,平成11年度及び平成12年度に,上記分担金の支出手続に際して作成された支出命令に関する書類であって,支出登録票,支出命令書及び請求書で構成されており,請求書には,県期成会の代表者の印影及び口座情報が記録されている。

- (2) 条例第7条第2項第4号の該当性について
  - ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。
  - イ 申立人は,本件申立文書1のうち納入依頼文及び本件申立文書2のうち請求書 に記録された団体の代表者の印影について,これを開示しても当該団体の財産 権が侵害されるおそれはないと主張している。

しかし,団体の代表者の印影は,不特定の者に開示すると,第三者に偽造されるなどして当該団体の財産権が侵害されるおそれが否定できないから,本号に該当する。

ウ また,申立人は,本件申立文書2のうち請求書に記録された口座情報についても, これを開示することによって当該団体の財産権が侵害されるおそれはないと主張している。 しかし,口座情報は,当該団体の財産等に関する情報であって,個別の取引において,当該取引の相手方である債務者に対して個別に通知されるものであり,当該取引関係者以外に通知されることは通常ないものと考える。

したがって,これらの情報を公にすると,当該口座に不正にアクセスされる など第三者に悪用されて当該団体の財産の保護に支障が生ずるおそれがあり, 本号に該当する。

エ なお、申立人は、条例第4条を根拠に非開示が不当であると主張しているが、条例第4条は、利用者の一般的な責務を定めた規定であって、当該規定をもって、条例第7条第2項各号の規定に該当する情報を開示する根拠とならないのは明らかであり、このような主張には理由がない。

# (3) 結論

以上のとおり,本件申立文書のうち実施機関が非開示とした部分については,条例 第7条第2項第4号に該当し,開示しないことができるものであることから,実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定は,妥当である。

# 《参考》

## 審査会の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年2月15日	・諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成13年2月23日 (第240回審査会)	・諮問の報告
平成13年3月12日	・異議申立人から意見書を受理
平成13年12月21日 (第260回審査会)	・審議
平成14年1月11日 (第261回審査会)	・審議
平成14年1月25日 (第262回審査会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成14年2月8日 (第263回審査会)	・審議